

大阪北港ヨットハーバー条例を廃止する条例案

大阪北港ヨットハーバー条例（昭和62年大阪市条例第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪北港ヨットハーバーの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

大阪北港ヨットハーバーを廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪北港ヨットハーバー条例

(設置)

第1条 大阪北港ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）を大阪市此花区常吉2丁目に設置する。

(目的)

第2条 ヨットハーバーは、海洋性スポーツ及びレクリエーション活動を通じて市民に海に親しむ機会を提供するとともに、市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 ヨットハーバーは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ヨット（スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶のうち、主として風力又はろかににより航行するものをいう。以下同じ。）及びヨットの利用のために必要な施設を提供すること
- (2) ヨットに関する講習会を開催すること
- (3) 市民の健康の増進のために必要な施設を提供すること
- (4) その他市長が必要と認める事業

(休業日)

第4条 ヨットハーバーの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 第18条の規定によりヨットハーバーの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が、1週間につき2日を超えず、かつ、1月につき6日を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て定める日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、ヨットハーバーの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はヨットハーバーの効用を發揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 市長は、第1項第1号又は前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 ヨットハーバーの供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、ヨットハーバーの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休業日を変更し、又は臨時の休業日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「第1項第1号又は前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(使用又は受講の許可)

第6条 別表第1に掲げるヨットハーバーの施設を使用し、又は第3条第2号に規定する講習会を受講しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用又は受講の許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、ヨットハーバーの施設の使用又は講習会の受講を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) ヨットハーバーの施設を使用することがその者にとって危険であると認められるとき
- (4) 管理上支障があるとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき
- (6) その他不適当と認めるとき

(使用又は受講の許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、ヨットハーバーの施設の使用若しくは講習会の受講の許可を取り消し、その使用若しくは受講を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くことができる。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を断り、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第6条の規定による許可を受けた者は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は同条の規定による許可を受けて使用するヨットハーバーの施設（以下「使用施設」という。）を転貸してはならない。

(出艇及び帰艇の届出)

第11条 ヨットハーバーから出艇しようとする者は、あらかじめその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 ヨットハーバーから出艇した者は、ヨットハーバーに帰艇したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(行為の禁止)

第12条 ヨットハーバーにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ヨットハーバーの施設を損傷し、又は汚損すること
- (2) 市長が定める立入禁止区域に立ち入ること
- (3) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすること
- (4) 他人の迷惑となる行為をすること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヨットハーバーの利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの

(行為の制限)

第13条 ヨットハーバーにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、ヨットハーバーの全部又は一部を独占して利用すること

- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
 - (4) ロケーションをすること
 - (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること
 - (6) ガソリン、プロパンガスなどの危険物を搬入し、又は蔵置すること
 - (7) 修理ヤード以外の場所で艇の修理を行うこと
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、ヨットハーバーの管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの
- 2 市長は、前項の規定による許可にヨットハーバーの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(行為許可の制限)

第13条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団の利益になるとき
- (5) その他市長が不適当と認めるとき

(監督処分)

第14条 市長は、ヨットハーバーを利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対する第13条第1項の許可を取り消し、その許可の効力を停止し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその者に対して行為の中止、ヨットハーバーからの退場、ヨットハーバーの施設の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している場合
- (2) 第13条第1項の許可に付した条件に違反している場合
- (3) 偽りその他不正の手段により第13条第1項の許可を受けた場合
- (4) 第13条の2各号に定める事由が発生した場合

2 市長は、ヨットハーバーの管理上やむを得ない事情が生じた場合は、ヨットハーバーを利用する者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(意見の聴取)

第14条の2 市長は、必要があると認めるときは、第13条の2第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くことができる。

(使用料)

第15条 第13条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により第13条第1項の許可に係る使用ができなくなったとき
- (2) 第14条第2項の規定により第13条第1項の許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は行為の中止を命じたとき
- (3) 使用者が使用開始前に第13条第1項の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき
- (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(利用料金)

第17条 市長は、指定管理者に使用施設の使用又は講習会の受講に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 使用施設を使用しようとする者又は講習会を受講しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 指定管理者は、市規則で定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の代行)

第18条 ヨットハーバーの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつ

て市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第19条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) ヨットハーバーの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第20条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、ヨットハーバーの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第21条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2 第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第22条 市長は、第20条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしヨットハーバーの効用を最大限に発揮するとともに、ヨットハーバーの管理経費の縮減が図られるものであること

(3) ヨットハーバーの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、ヨットハーバーの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第23条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）をヨットハーバーの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、ヨットハーバーの管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度のヨットハーバーの管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第24条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はヨットハーバーの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第25条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げるヨットハーバーの事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他ヨットハーバーの管理に関すること

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第10条、第12条又は第13条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条又は第14条の規定による命令に従わなかった者

2 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

(施行の細目)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第1（第6条、第17条関係）

区分		利用料金
施設	ヨット	1隻1時間につき 1,100円
	艇庫	1隻1月につき 12,000円
	陸置場	長さ5メートル以下のヨットを置く場合 1隻1月につき 9,000円
	陸置場	長さ5メートルを超えるヨットを置く場合 1隻1月につき 36,000円
	来訪者さん橋	1隻1日につき 8,000円
	修理ヤード	1隻1日につき 1,800円
	揚降施設	揚艇降艇各1回につき 3,000円
	船具ロッカー	1個1月につき 2,400円
	会議室	1日につき 7,000円
	テニスコート	1面1時間につき 1,300円
駐車場		1台1日1回につき 600円
講習会		1日につき 4,400円

別表第2（第15条関係）

種 別		単 位	期 間	使 用 料
集会その他 これに類するもの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	100平方 メートル	3時間	510円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合			1,020円
ロケーションのための占用		1回	2時間	7,560円
広告物掲出 のための占 用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1枚 の表示面積 1平方メー トル	1日	3,000円
	その他の場合	広告物 1枚 の表示面積 1平方メー トル	1年	8,500円以上 で広告掲出 場所等を勘 案して市長 が定める額
その他の占用		市長がその都度定める。		